

(調整事件)

| 事件番号 | 調整事項 | 主な内容 | 終結 | 日数 | 調整回数 |
|---------|--|---|--|-----|------|
| 7(調)第1号 | ○団交応諾 ○組合員3名の未払賃金等の支払 | 組合は、使用者が組合員3名の未払賃金等の支払についての団交申入れに使用者が応じなかったと主張し、使用者は、団交に応じる気はあるが、未払賃金等についてはお金がないので支払うことができず、歩合給(インセンティブ)についても、文書で書かれたものがないから支払わない等と主張した。 | 使用者が何も応答しない状況が続いたため、やむを得ずあつせんを打ち切った。 | 24日 | 0回 |
| 7(調)第2号 | ○団交応諾 ○離職票の発出 ○カットされた給与の支払 | 組合は、A組合員の給与が一方向的にカットされ、また団体交渉についても代表者が出席すべきである等と主張し、使用者は、A組合員の給与カットについては同意を得て行ったものであり、団体交渉については忙しいので出席できないと主張した。 | 使用者が謝罪を行い解決金を支払うことで解決した。 | 80日 | 2回 |
| 7(調)第3号 | ○団交応諾 ○組合員2名の未払契約金と資格外活動に対する未払賃金の支払 | 組合は、スポーツ選手として来日した組合員2名(外国籍)の未払契約金等の支払についての団交申入れに使用者が応じなかった等と主張し、使用者は、そもそも組合員2名とは契約を交わしておらず、すでにチームから戦力外通告したと主張した。 | 使用者があつせんに応じられないとの意向を示したため、やむを得ずあつせんを打ち切った。 | 37日 | 0回 |
| 7(調)第4号 | ○労使合意に基づき凍結された手当の支給について、使用者は信頼回復に向けた誠実な対応をすること | 組合は、過去に労使間で手当の凍結を合意したにもかかわらず、使用者が誤支給をしていたことは問題であり、また使用者側の対応や説明も不十分である等と主張し、使用者は、個人情報にあたるとして組合に手当の支給情報を開示できないとし、また本件経緯について全体的な説明は行わない等と主張した。 | 係属中 | | |